

# 第14回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後3時00分～3時10分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第44号 農地法第4条第8項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第14号 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第14回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第14回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号10番大川則彦委員、同じく1番横山正行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第44号、農地法第4条第8項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第44号、農地法第4条第8項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第8項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年8月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりましたので、続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番（島田）	<p>7番島田です。8月6日に事務局と1班で行いました。申請地は大字赤堀字中山地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地ですが、農地を農用地施設として使用する用途区分変更であり、不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑</p>



上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年9月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 大川 則彦

委員 横山 正行